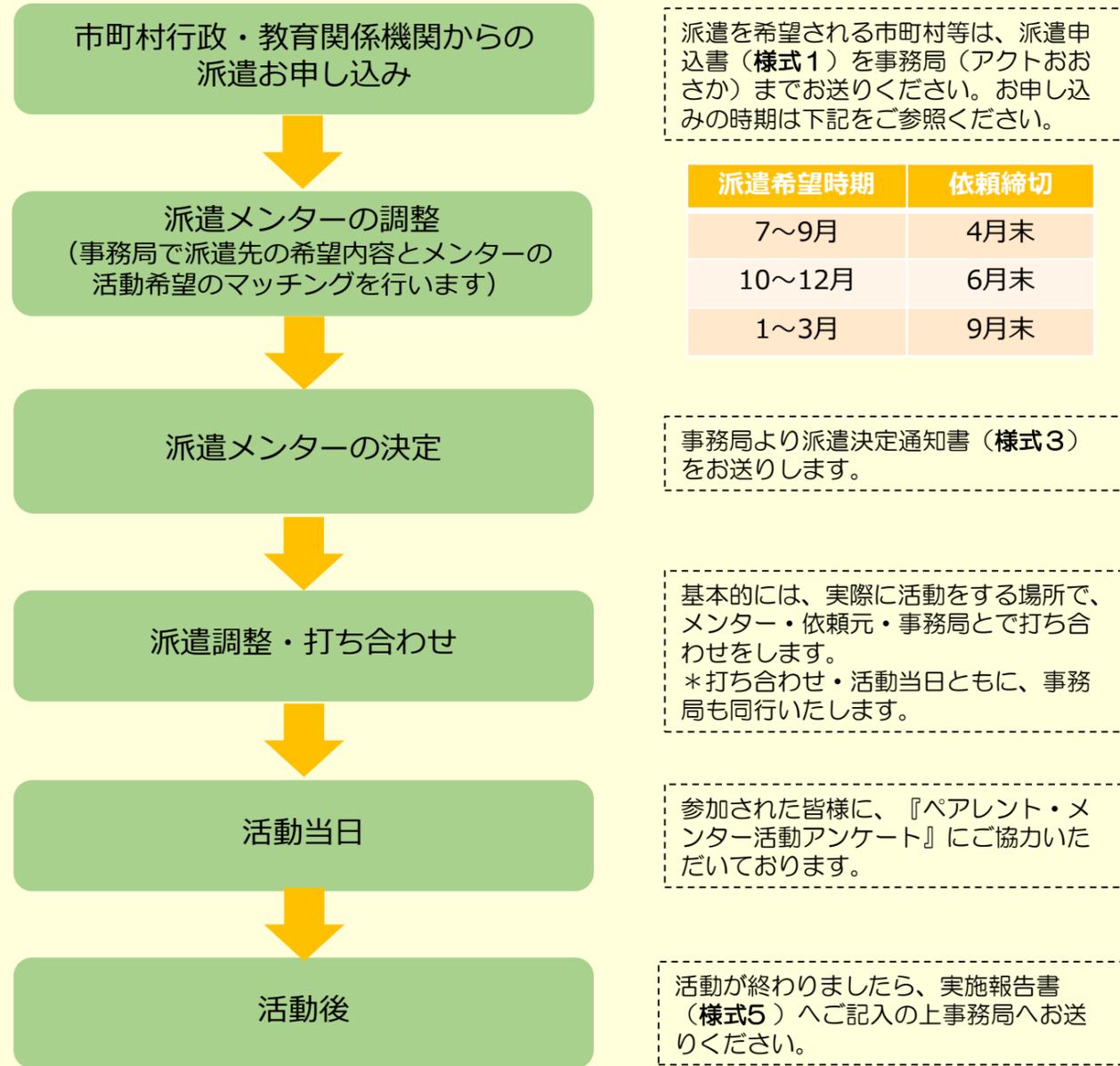


● ペアレント・メンター派遣までの流れ



派遣を希望される市町村等は、派遣申込書（様式1）を事務局（アクトおおさか）までお送りください。お申し込みの時期は下記をご参照ください。

派遣希望時期	依頼締切
7～9月	4月末
10～12月	6月末
1～3月	9月末

事務局より派遣決定通知書（様式3）をお送りします。

基本的には、実際に活動をする場所で、メンター・依頼元・事務局とで打ち合わせをします。  
\*打ち合わせ・活動当日ともに、事務局も同行いたします。

参加された皆様に、『ペアレント・メンター活動アンケート』にご協力いただいております。

活動が終わりましたら、実施報告書（様式5）へご記入の上事務局へお送りください。

\*各様式は、アクトおおさかホームページよりダウンロードができます。  
URL : <https://act-osaka.org/>

お申し込み・お問い合わせ

大阪府ペアレント・メンター事務局  
(大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか)  
TEL : 06-6966-1313 FAX : 06-6966-1531

市町村行政・教育関係機関のみなさまへ

同じ思いを抱える親だからこそできる  
ペアレント・メンターによるサポート

大阪府ペアレント・メンター事業

大阪府では、発達障がい児者のご家族への支援体制の充実を図るため、平成26年度から大阪府ペアレント・メンター事業を実施しています。この事業では、発達障がいのあるお子さんを育ててこられた先輩保護者であるペアレント・メンターが、子育てに関する経験談の紹介や、親目線での情報提供等の活動を通して、発達障がいのあるお子さんがいらっしゃるご家族をサポートしています。同じ思いを抱える親との交流の場は、子育てに悩むご家族の安心や将来の見通しにもつながり、家族同士のつながりや専門機関等に相談するきっかけづくりにもなります。ご本人の望む生活ができる地域づくりのためにも、ぜひペアレント・メンター事業の活用をご検討ください。



## ● 市町村等によるペアレント・メンターの活用例

- ・発達障がいの啓発を目的として実施する講演会
- ・児童発達支援センターで実施する、保護者向けの研修や少人数グループでの交流会
- ・保健師、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、教員などの支援者や、職員、学生向けに実施する研修

**\*ペアレント・メンターは専門家ではないため、発達障がいに関する講義などは実施できません。**



～啓発を目的とした講演会～

～少人数グループでの交流会～



～小学校の保護者との交流会～

### ペアレント・メンターのお話を聞いて・・・

共感する部分が多く、自分だけじゃないと心が楽になりました

実際の子育ての中で試行錯誤されたお話を聞き、具体的で分かりやすく、深く考える機会となった。知識を深めることはもとより、支援のあり方を考える機会になった。

私自身見通しが持てたことで、将来の不安が少し和らいだ気がします

様々な困難を経験、解決されてきたメンターさんの言葉には重みがあった。今後も、多くの保護者や教職員が学べる機会を設定していきたい。

市町村等

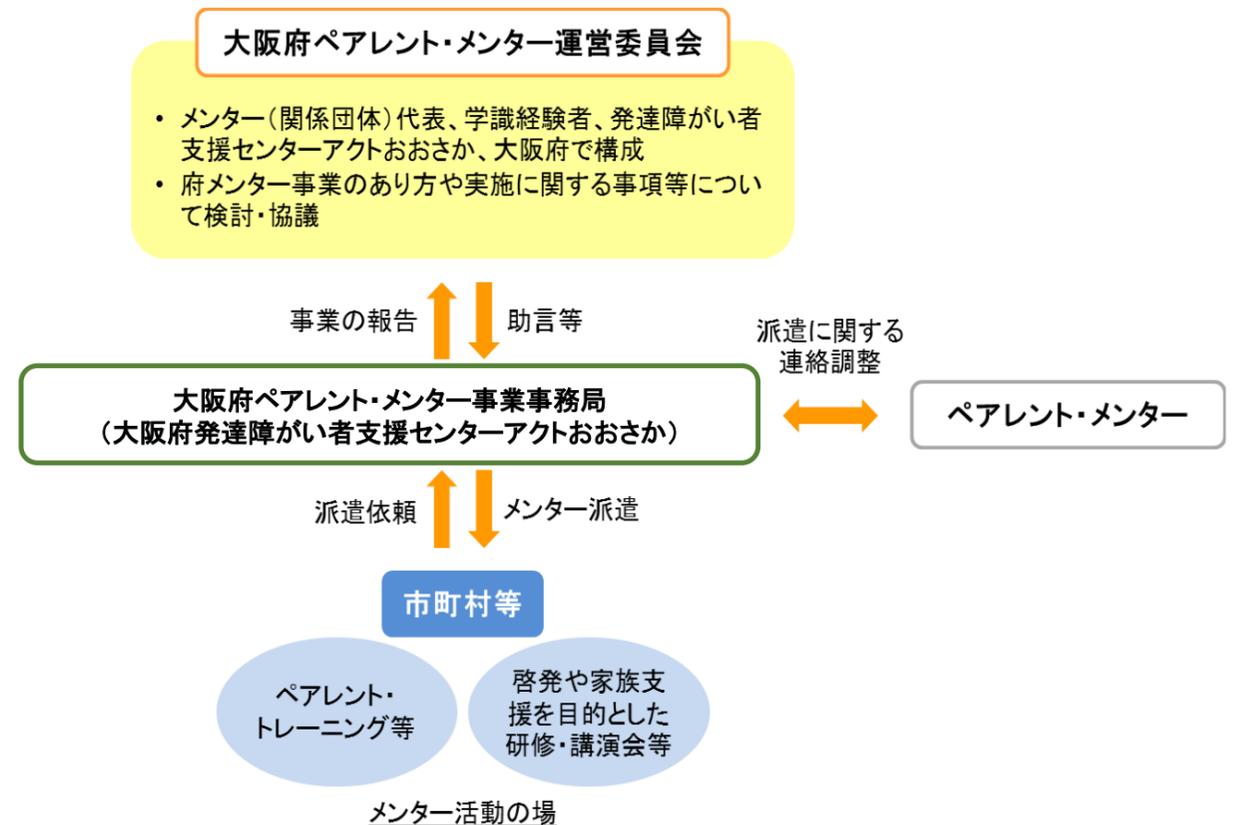


**ペアレント・メンターは、同じ親としての視点を大切にしています！**

## ● 大阪府ペアレント・メンターとは

大阪府ペアレント・メンターは、大阪府発達障害団体ネットワークに加盟している親の会に所属し活動歴が2年以上の方で、所属団体から推薦のある方を対象として、大阪府が実施するペアレント・メンター養成研修を受講・修了しています。大阪府ではこれまで60名を超えるメンターの方が登録されています。お子さんのタイプも多様で、年齢も小学校低学年から50代と幅広いいため、様々なご経験をお伺いすることができます。

## ● 大阪府ペアレント・メンター事業のスキーム



## ● 事務局よりお伝えしたいこと

- ・個別の相談は実施しておりません。
- ・活動にかかる経費（謝礼および交通費等）は、市町村等、依頼元の謝礼基準に基づいてご負担いただき、ペアレント・メンターに直接お支払いいただきます。なお、事務局の同行に係る経費は必要ありません。  
(詳細は、大阪府または事務局にお問い合わせください)
- ・派遣の調整・準備には時間を要しますので、お早目のご依頼にご協力ください。